

ロシアによるウクライナ侵攻に断固抗議する決議

定例会初日の3月3日、ロシアによるウクライナ侵攻を受け、議員提出議案「ロシアによるウクライナ侵攻に断固抗議する決議」を提出し、全会一致をもって可決されました。

決議後、ウクライナの人々を支援するため、議員1人当たり1万円を寄付することに全議員が賛同し、3月22日、救援金24万円を日本赤十字社の「ウクライナ人道危機救援金」に寄託しました。

ロシアによるウクライナへの侵攻は、国際社会の平和と安全を著しく損なう、断じて容認することができない暴挙であり、ウクライナに拠点を持つ日本企業をはじめ、現地在留邦人は緊迫した状況のなか、安否確認の対応に追われる等、厳しい状況におかれている。

このような力を背景とした、一方的な現状変更への試みは明白な国際法違反であり、国際秩序の根幹を揺るがすもので断じて看過できない。

ここに古河市議会は、ロシアに対し、一連のウクライナへの軍事侵攻に厳重に抗議するものである。

政府においては、現地在留邦人の安全確保に努めるとともに、国際社会と緊密に連携しつつ、毅然たる態度でロシアに対して制裁措置の徹底及び強化を図り、即時無条件でのロシア軍の完全撤退を求めるべきである。

以上、決議する。

令和4年3月3日

古河市議会

動議 「議員秋庭繁君に対する懲罰動議」

定例会初日の3月3日、秋庭繁議員に対する懲罰動議が佐藤泉議員ほか9名より提出され、所定の賛成者があり成立しました。懲罰特別委員会にて審査後、本会議で可決されました。

提出理由

令和4年第1回古河市議会定例会（3月3日）の認定第1号の討論において、認定の内容とかけ離れた発言を行い、議長において認定に沿った発言を行うように再三にわたり、注意をしたにも関わらず、発言をやめなかった。その行為は、議会運営を混乱させ、議会の品位や権威を貶めるものであり、古河市議会の信用失墜になる。

よって、議会として名誉のため懲罰を科されたい。

審議結果

可決 【本定例会の出席停止（5日間）】

※出席停止とは、本会議や委員会への出席を禁止することを指し、同時に議員としてのすべての権限の行使が停止される。